

公益財団法人日本バレーボール協会基本規程

【目次】

第1章	総則	・・・・・・・・・・ P	1	～	3
第2章	事業	・・・・・・・・・・ P	3		
第3章	会計	・・・・・・・・・・ P	3	～	4
第4章	組織運営	・・・・・・・・・・ P	4	～	5
第5章	加盟団体等	・・・・・・・・・・ P	5		
第6章	チーム登録・個人登録等	・・・・・・・・・・ P	5	～	6
第7章	ガバナンス	・・・・・・・・・・ P	6		
第8章	改廃	・・・・・・・・・・ P	6		

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という）の組織および運営に関する基本原則を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協会の規程類において定める用語の定義は以下のとおりとする。

（1）「バレーボール」

バレーボール、ビーチバレーボール、その他関連競技を広義に指すものとする。

（2）「JAPAN バレーボール WAY」

本協会が定めるバレーボール界で守るべき行動規範をいう。本協会をはじめとする日本のバレーボールに携わる者全てが遵守する規範。

（3）「JVA 関係者」

本協会の評議員、役員（理事および監事）、職員（業務委託等を含む）、委員会委員、加盟団体関係者等、本協会事業に携わる者の総称をいう。

（4）「加盟団体等」

都道府県バレーボール協会、ブロックバレーボール組織、各全国バレーボール連盟、加盟リーグ等からなる、本協会の加盟団体と協力団体・登録団体およびそれに準ずる団体の総称をいう。

（5）「審判員等」

審判員と判定員の総称をいう。

（6）「JVA メンバー」

個人選手、チームスタッフ、指導者ならびに審判員・判定員、本協会および加盟団体等の役職員その他の関係者の総称をいう。

（7）「バレーボールファミリー」

JVA 関係者、加盟団体等、登録チームおよび個人ならびに日本国内においてバレーボール競技に携わる者をいう。

（規程類の体系と定義）

第3条 本協会が定める規程類は、当該団体の業務執行に関して準拠すべき基本的事項、各種基準を定めたものをいい、それらの体系化の序列は次のとおりとする。

（1）定款

法令に基づき、本協会の目的、組織、事業等の法人運営において必要な内容等を定めた根本的規程。改廃は理事会が承認したうえで、評議員会が承認する必要がある。

（2）規程

定款に定めた事項を遵守するために、組織運営において必要な基本事項を定めるもの。原則として新設・改廃は理事会決議を要する。ただし、各規程において各別に定める場合にはその限りではない。

（3）規則

事務局内の業務の円滑な運営におけた具体的かつ詳細内容を定めるもの。新設は原則として理事会決議を要する。改廃は原則理事会決議を必要とせず、各規則の定めによる。

(4) 細則

規程・規則に準拠した上でそれぞれを補完するための詳細なルールを定めたもの。新設・改廃は各細則が準拠する規程および規則に準ずる。

(5) 規範・ガイドライン等

行動指針や価値観、方向性を簡潔に定めた文章であり、上位の規程類を遵守するための基準やルールを定めたもの。改廃は各種定めによる。

(遵守義務)

第4条 バレーボールファミリーは、本協会の規程類ならびに本協会が定める方針、計画や規範等を遵守する義務を負う。

- 2 バレーボールファミリーは、国際バレーボール連盟（以下「FIVB」という）、アジアバレーボール連盟（以下「AVC」という）、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）および日本スポーツ協会（以下「JSP0」という）等、本協会の上部団体の方針、指示、指令、命令、決定等すべてのルールを遵守する。ただし、本協会の決定と相違がある場合はその限りではない。また、スポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」とい）および日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか裁定等を遵守する。
- 3 バレーボールファミリーは、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびFIVBの許可なしには、本協会以外の他国のバレーボール協会に加盟することはできず、また、他国のバレーボール協会の所轄における主催試合および競技会に参加することはできない。
- 4 バレーボールファミリーは、FIVBまたはAVC等によって正式に定められ、かつ本協会ならびにバレーボールファミリーが服すべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関するルールを遵守するものとする。
- 5 バレーボールファミリーによる人種、性別、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、規程等に従って懲罰の理由とされることがある。
- 6 バレーボールファミリーは、本協会および加盟団体等、登録チームの組織運営を含むバレーボールに関連した紛争において、本協会の裁定に不服がある場合はJSAAに申し立てする事ができる。
- 7 バレーボールファミリーは、公序良俗に反する行為を行ってはならない。

8 バレーボールファミリーは、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属するもの（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また加盟団体・登録チームおよび選手等は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引または交際してはならない。

9 バレーボールファミリーは、法律、条令等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。

10 バレーボールファミリーは、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟団体等、登録チームならびに選手等の秘密または内部事情を第三者へ開示、漏えいしてはならない。

（中立性の原則）

第5条 本協会は、政治的および宗教的に中立な立場を堅持しなければならない。

第2章 事業

（実施事業）

第6条 本協会が実施する事業は、定款第4条に定める。

（公認用品・用器具）

第7条 本協会が実施する事業で使用する用品・用器具の公認に関する事項は、別途「バレーボールの用品・用器具の公認・推薦に関する規程」に定める。

（日本代表）

第8条 バレーボール、ビーチバレーボールの日本代表を選定する基本的な基準に関する事項は、別途「日本代表選考規程」に定める。また、各五輪における選考方法は、各日本代表チームの選考方法による。

（肖像権）

第9条 本協会の事業に関わる者の肖像権に関する事項は、別途「JVAメンバーの肖像権等に関する管理・運用規程」に定める。また、日本代表に選出された者の肖像権に関する事項は、別途「日本代表の肖像権規程」に定める。

第3章 会計

（経理）

第10条 本協会の財産の管理・運用方法は別途「経理規程」に定める。

（旅費）

第 11 条 本協会の事業に従事する場合（出張含む）の旅費に関する事は、別途「旅費規程」に定める。

（謝金）

第 12 条 本協会の事業に従事する場合の謝金に関する事項は、別途「謝金規程」に定める。

第 4 章 組織運営

（評議員）

第 13 条 評議員に関する事項は定款第 4 章にて定めるとおりとする。

2 評議員の選任および解任に関する事項は定款第 15 条に、評議員選定委員会に関する事項は、別途「評議員選定規程」に定める。

（役員）

第 14 条 役員に関する事項は定款第 6 章に定めるとおりとする。

2 役員の選任および解任に関する事項は定款第 30 条および第 34 条に定めるとおりとする。なお、役員候補者の選任に関する事項は、別途「役員選定規程」にて定める。

（名誉役員）

第 15 条 本協会の名誉役員に関する事項は、別途「名誉役員規程」に定める。

（評議員会）

第 16 条 評議員会に関する事項は定款第 5 章に定めるとおりとする。なお、評議員会運営に関する詳細な事項は、別途「評議員会運営規程」に定める。

（理事会）

第 17 条 理事会に関する事項は定款第 7 章に定めるとおりとする。なお、理事会の運営に関する詳細な事項は、別途「理事会運営規程」に定める。

（業務執行理事会）

第 18 条 業務執行理事会の運営に関する詳細な事項は、別途「業務執行理事会運営規程」に定める。

（監査会）

第 19 条 監査会は、本協会の監事が必要に応じて開催する。構成員は監事とし、監事が必要と認めた場合、他の者も参加することができる。

2 監査会は、定款第 32 条に定められた監事の職務や権限内容について評議員会または理事会へ報告するための会議とする。

（その他の会議体）

第 20 条 本規程の第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条に規定する会議体以外で、理事会あるいは業務執行理事会の決議事項に関する上程または報告を行う会議体の設置および改廃は、理事会の決議を要する。

2 前項に定める会議体を設置する場合に、理事会は各会議体の構成・権限等に関する事項を含む会議体の運営規程を定める。

（委員会）

第 21 条 委員会の設置に関する事項は定款第 10 章に定めるとおりとする。
なお、委員会の運営に関する詳細な事項は、別途「委員会規程」に定める。

（事務局）

第 22 条 事務局に必要な事項は定款第 11 章に定めるとおりとする。なお、事務局の運営に関する詳細な事項は別途「事務局規程」に定める。

（定年）

第 23 条 職員の定年に関する事項は、別途「就業規則」に定める。

2 評議員、役員（理事・監事）、委員会委員および本協会が委託する講習会等の講師ならびに強化スタッフの定年に関する事項は、別途「定年に関する規程」に定める。

（リスクマネジメント）

第 24 条 事務局の事業継続に関わる様々なリスクへの対応方法や体制についての事項は、別途「危機管理規程」に定める。

（会旗および標章について）

第 25 条 会旗および標章の使用等に関する事項は、別途「会旗および標章に関する規程」に定める。

（表彰について）

第 26 条 表彰の種別・基準等の事項は、別途「表彰規程」に定める。

第 5 章 加盟団体等

（加盟団体等）

第 27 条 加盟団体等の設置に関する事項は定款第 12 章に定めるとおりとする。
なお、本協会が定める加盟団体等に関する事項は、別途「加盟団体規程」に定める。

第 6 章 チーム登録・個人登録等

(チームまたは選手の種別・権利・義務)

第 28 条 チームまたは選手の種別・権利・義務に関する事項は、別途「登録規程」に定める。

(指導者および審判員等資格)

第 29 条 指導者および審判員等の資格のカテゴリーに関する事項は、別途「登録規程」に定める。

(ドーピングの禁止)

第 30 条 ドーピングの禁止に関する事項は、別途「アンチ・ドーピング規程」に定める。

(チーム・選手登録、移籍)

第 31 条 チーム・選手登録または移籍に関する事項は、別途「登録規程」に定める。

(指導者および審判員等の登録)

第 32 条 指導者および審判員等の資格保有者の登録に関する事項は、別途「登録規程」に定める。

第 7 章 ガバナンス

(処罰の詳細)

第 33 条 処罰に関する事項は、別途「コンプライアンス規程」に定める。
ただし、職員に関する事項は、別途「懲戒規程」に定める。

2 JVA 関係者の利益相反に関する事項は、別途「利益相反規程」に定める。

第 8 章 改廃

(改廃)

第 34 条 本規程の改廃は、理事会の決議をもってこれを行う。

(附則)

- 1 本規程は 2026 年 4 月 22 日から施行する。
- 2 本規程は 2026 年 7 月 22 日から施行する。

■ 規程一覧

章番号/ 項目	条番号	規程名称名称	備考
-	-	定款	基本規程の親規程
第2章/ 事業	第7条	バレーボール用品・用器具の公認・推薦に関する規程	
	第8条	日本代表選考規程	
		〇〇五輪バレーボール日本代表選手選考基準	五輪の名称は都度変更予定
		〇〇五輪ビーチバレーボール種目の予選方式と日本代表チームの選考方法	五輪の名称は都度変更予定
	第9条	JVA メンバーの肖像権等に関する管理・運用規程	
		日本代表の肖像権規程	
	その他	日本代表チームに関する災害補償規程	
		賞金配分および報奨金規程	
		助成金交付規程	
		地域基盤強化助成金に関する細則	
第3章/ 会計	第10条	経理規程	
	第11条	旅費規程	
		助成活動旅費細則	
		旅費規程運用細則	
	第12条	謝金規程	
	その他	寄附金等取扱規程	
		特定費用準備資金等取扱規程	
第4章/ 組織運営	第13条	評議員選定規程	
	第14条	役員選定規程	
	第15条	名誉役員規程	
	第16条	評議員会運営規程	
	第17条	理事会運営規程	
	第18条	業務執行理事会運営規程	
	第21条	委員会規程	
	第22条	事務局規程	
	第23条	就業規則	

		定年に関する規程	
	第 24 条	危機管理規程	別途「危機管理マニュアル」あり
	第 25 条	会旗および標章に関する規程	
	第 26 条	表彰規程	別途「表彰実施要項」あり
	その他	評議員の報酬規程	
		役員の報酬規程	
		全国ブロック理事会規程	
		報酬委員会規程	
		ガバナンス委員会規程	
		技術委員会規程	
		アスリート委員会規程	
		文書管理規程	
		職務権限規程	
		印章取扱規程	
		名刺作成・利用規程	
		慶弔規程	
		給与規程	
		育児・介護休業規則	
		裁判員休暇規則	
		リフレッシュ休暇規則	
		学費貸与規則	
第 5 章/ 加盟団体	第 27 条	加盟団体規程	
第 6 章/ 登録	第 28 条 他	登録規程	
	第 30 条	アンチ・ドーピング規程	
	その他	公認審判員規程	
		技術統計判定員規程	
		公認講師規程 JVA 公認アナリストライセンス規程 JVA 公認アナリスト移行措置細則	
第 7 章/ ガバナンス	第 33 条	コンプライアンス規程	別途「処分基準」あり
		懲戒規程	

		利益相反規程	別途「利益相反マネジメント方針」あり
	その他	規律規程	
		コンプライアンスホットライン制度運用規程	
		個人情報保護方針	
		個人情報保護基本規程	
		個人情報保護に関する事務局管理規程	
		電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程	
その他		J A P A Nバレーボール宣言 J A P A NバレーボールWAY	
		倫理規範	
		協会役職者活動ガイドライン	
		交際ガイドライン 指導における倫理ガイドライン 日本代表選手等に関する行動規範	